



教育委員会だより

— 98号 —
(平成26年4月発行)

【編集・発行】 府中市教育委員会教育部指導室
〒183-8703 府中市宮西町2-24 電話 042-335-4063

■皆様の協力で実施しました 平成25年度中学生職場体験学習

府中市では、将来社会人となる中学生が望ましい社会性や勤労観、職業観を身に付けるため、市内を中心に多くの事業者の皆様にご協力いただき、市立中学校11校の2年生（約1,800人）が商店や企業、福祉施設などで職業を体験する職場体験事業を実施しています。開始当初は、3日間程度の実施でしたが、平成20年度からは全校で5日間の実施となりました。

5日間の体験によって、子供たちはそれまで抱いていた職業に対する印象や理解をより深め、将来に向けた希望や夢を育むことが期待できます。また、働く大人たちと同じ場で、その姿を見て、任された仕事を責任をもって果たすことで、自分も役に立っているという喜びや自信を実感し、今後の学習に生かしていくことができます。

この事業は、受け入れていただく事業者の皆様や、快く送り出してくださる保護者の方々のご理解・ご協力がなくては成り立たない事業です。今後も中学生が貴重な体験を通じて未来に羽ばたいていけるよう、本事業を推進してまいりますので、今年度も皆様のご協力をお願いいたします。

子供たちの豊かな「学び」と「育ち」を目指して

府中市教育委員会教育長 浅沼昭夫

本年度、府中市は市制施行60周年を迎えます。10月19日に「府中の森芸術劇場どりーむホール」において、記念式典を予定しています。

50周年の時には、中学生による「子ども議会」が実施されましたが、今回は、市内在住の小学校5年生の代表児童による「子ども議会」が企画されています。

近い将来に主役として活躍する子供たちが、今後の府中市のあるべき姿をどのように思い描き、どのような質問や意見を述べるのか、今から楽しみにしています。

他にも様々な企画が予定されていますが、この節目をよい機会として捉え、府中市民としての誇りや責任、更には地域への帰属意識を高めて、たくましい後継者の育成に努めてまいりたいと思います。保護者や地域の皆さま方からも、府中市が「住み続けたいまち」として高い評価を受けるに至るまでのご労苦や歴史、将来への想いや期待をお話いただくことも価値あることと思います。

さて、昨年12月に検討協議会より答申を受け、その後、パブリック・コメント手続きを経て、第2次府中市学校教育プランが、本年1月の定例教育委員会で決定されました。このプランは、「ふるさと府中に誇りをもち、世界に活躍する府中っ子を育てる」を基本理念に、「心豊かでたくましい子供」を目指す子供像として掲げ、「確かな学力を育てる」など7つの柱と17の施策から構成されています。具体的な内容は、教育委員会のホームページ等で閲覧できます。

今後は、第6次府中市総合計画と同様、平成33年までの8年間、このプランに基づいた具体的な施策を立てて実行に移すことになります。

こうした節目の時期、前プランの下で進めてきた施設分離型での「小・中連携、一貫教育」を推進し、加えて、この4月から全ての小・中学校で「コミュニティ・スクール」の事業が開始されます。今まで取り組んできた実践や研究を基にして、更に充実、発展させ、子供たちの豊かな「学び」と「育ち」を実現してまいります。これらの取組の根底には、学校（指導者）を中心に置きつつも、児童・生徒（学習者）の多様な学習ニーズにどのように応えていくかという教育観の問い直しが潜んでいます。

子供の心身の発達状況を的確かつ複眼的に把握し、個々の成長を支える条件をどのように整えていくかが重要となります。各学校や保護者、そして地域がお互いに垣根を低くし、それぞれの教育の機能と強みを活かしながら、三者が一体となって協力し合い、責任を果たしていくことが求められます。決して容易ではない取組ですが、実現に向けての教育委員会の責務も大であると認識しています。

皆さま方のご理解とご協力をお願いいたします。



▲市制施行60周年記念シンボルマーク

オンリーワンの学校づくり ～市立小・中学校、幼稚園を紹介します～

武蔵台小学校

笑顔あふれる学校
～ SMILE ～



本校では、1年生から6年生まで英語を学習しています。10年にわたり英語活動を研究してきた校内の廊下や階段には英語に関するポスターや英単語の絵カードが掲示されています。これまでに作成した多くの教材や絵本、カード類を有するイングリッシュルームもあり、児童が英語に親しみながら学ぶ環境が充実しています。毎日の給食終了時や清掃活動時には、英会話の歌が流れており、繰り返し聞いているフレーズを口ずさむ児童の姿も多く見られます。

国際社会を生きる子供たちが、楽しみながら、その第一歩を学ぶ場であることを願っています。

新町小学校

～心のハーモニーを奏で、
自分物語をつくる楽校～



本校は、創立46年目を迎えました。昨年度は、記念の歌を作り、全校でおめでとう集会を行いました。今年度は、地域の皆様と共にお祝いをする計画が進んでいます。また、4月からは府中版コミュニティ・スクールとして、府中第五中学校・府中第六小学校との連携を深めながら、学力と体力の向上に努めてまいります。

そして、本校の自慢と言えば、「ヤギ」と「歌声」です。「ヤギ」は、住宅地の真ん中にある学校ですが、地域のご理解とエサなどのご協力で、すくすく育っています。「歌声」は、月ごとの歌を朝の会で歌うことで1日が始まり、合唱団を中心に歌うことが大好きな子供たちが育っています。

府中第四中学校

ICTを活用した授業研究の
推進



本校は、平成20・21年度にICTを活用した研究を推進し、プレゼンテーションソフトを活用した授業改善に取り組んできました。現在では、全教員が視聴覚機材を活用した研究授業を実践し、分かりやすい授業を展開しています。また、Q-U アセスメントテストやエンカウンターを実施し、よりよい学級づくりの研究を行い、各学年とも活気と和やかな雰囲気のある学級経営を実践しています。

部活動では、合唱部が全国大会で金賞を受賞するなど、数多くの賞をいただいております。その他、運動系・文化系の部活動も大変盛んに行っています。

府中第十中学校

十中の伝統の継承と
地域貢献できる人材の育成



本校の伝統である「明るいあいさつ」「きれいな学校」は、生徒・教師・保護者だけでなく、地域の方々にも強く認識されており、学校の信頼の基となっています。それは、十中生の誇りでもあります。

また、本校は震災の被災地支援や地域行事、ボランティア活動などに参加しています。自分のもっている力を伸ばし、将来、自分たちを支えてくれた人々と同じように、地域の発展に寄与できるよう様々な活動を行っています。

今後は、小・中連携やコミュニティ・スクールの実施により、本校の良さである「あいさつ」や「心のこもった合唱」を他校や地域に広げることで地域貢献をしていきます。

■第2次府中市学校教育プランを策定しました

府中市教育委員会では、「府中市学校教育プラン21」が平成25年度をもって期間終了となったため、新たに「第2次府中市学校教育プラン」を策定しました。

このプランは、「生きる力」を身に付けた児童・生徒を育むことを目指し、教育の直面する課題や問題の解決に取り組むため、主要な学校教育の施策の方向性を示すもので、その体系としては「確かな学力を育てる（知）」、「豊かな心を育む（徳）」、「健やかな体をつくる（体）」、「教育環境を充実する」、「家庭との連携を深める」、「地域の教育力を活用する」、「府中を愛する心を醸成する」という7つの柱と17の施策から構成されています。

- 基本理念 ふるさと府中に誇りをもち、世界に活躍する府中っ子を育てる
- 目指す子供像 心豊かでたくましい子供
- 計画期間 平成26年度～33年度

※第2次府中市学校教育プランは、中央図書館、市政情報センター、教育委員会ホームページなどにてご覧いただけます。

府中市特別支援教育推進計画 第2次推進計画について

府中市では、特別支援教育をさらに推進していくために「特別支援教育推進計画 第2次推進計画」を策定しました。

平成18年2月に策定した第1次推進計画から8年が経過し、その間、国及び東京都において障害児・者や教育等に関する法令、条例等が整備されてきました。障害児・者を取り巻く環境が大きく変わってきたことを受け、これまで取り組んできた特別支援教育を更に充実させていくために次のように計画しましたのでお知らせします。

障害のある子供のライフステージを見通し、豊かな将来を育むために、就学時から中学校卒業時までの一貫した教育体制の構築を目指すとともに、児童・生徒や保護者、教職員をはじめとして、市民への理解啓発活動を進めます。そして、障害のある児童・生徒一人一人の特別な教育的ニーズを把握し、その児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸長するため、特別支援教育を推進します。

特別支援教育の推進に向けた総合的な教育体制の整備

特別支援教育に関する国や都の動向

- 1 国の動向
 - 障害者基本法（平成23年8月に改正）
 - 発達障害者支援法
 - 学校教育法等（平成19年4月に改正）
- 2 都の動向
 - 東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画の策定及び実施

第2次府中市学校教育プラン

児童・生徒が各自の能力、特性等を十分に伸ばして成長し、発達していくためには、個々の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導が求められる。年々増加する特別な支援を必要とする児童・生徒に対する自立や社会参加に向けた指導の一層の充実が必要となる。

【第2章】

- 1 確かな学力を育てる(知)
- (3)特別支援教育を充実する

教育目標及び基本方針

障害のある幼児・児童・生徒が、その能力・特性などを十分に伸ばして成長・発達していけるよう、校内委員会を充実させるとともに、個々の教育ニーズに応じたきめ細かな指導を展開する等、特別支援教育の充実に努める。**【基本方針2】**

<p>1 安心して、豊かに学ぶための教育支援を積極的に推進します。</p> <p>(1) 通常の学級に在籍する発達障害児等を含めた支援の充実 学校が自校の実態に合わせ様々な課題に対応できるよう自律予算（校長裁量の予算）を配当し、これにより学校は特別支援教育を含めた学習やメンタル、問題行動等に対応するための補助員の配置を予算の範囲内で決められるようになりました。</p> <p>(2) 特別支援学級の充実 知的障害や情緒障害のある児童・生徒数の推移を踏まえ、今後も特別支援学級の充実を更に検討していきます。また、「東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画」で述べられた「全ての学校に特別支援教室を設置する」に基づき、東京都のモデル事業等の動向を見ながら、「特別支援教室」を含め、知的障害の固定学級や通級指導学級の増設、情緒障害の固定学級の設置を検討していきます。</p> <p>(3) 特別支援巡回チームによる学校支援の充実 発達障害や情緒が不安定な児童・生徒のニーズに応じた指導方法や支援についての助言を行うとともに、教員の専門性の向上のために、特別支援巡回チームが定期及び随時に訪問を行っていきます。</p>	<p>2 学校全体で教育支援を行うために、学校体制を整備します。</p> <p>(1) 校（園）内委員会の充実 幼児・児童・生徒の実態の把握、個別指導計画の作成、全教員の共通理解を図るための校（園）内研修の推進、関係機関との連携等を行い、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応していきます。</p> <p>(2) 特別支援教育コーディネーターの複数指名 校（園）内委員会担当、副籍担当、関係機関との連携担当等、役割を細分化することで負担感を軽減するとともに、より充実した特別支援教育の推進が可能となるよう、全小・中学校で特別支援教育コーディネーターを複数指名します。</p> <p>(3) 個別指導計画、個別の教育支援計画等の充実 個別指導計画は、全ての特別支援学級に在籍又は通級している児童・生徒及び通常の学級において、障害の有無に関わらず、特別な支援が必要な幼児・児童・生徒においても作成していきます。 個別の教育支援計画等は、障害のある幼児・児童・生徒の幼児期から学校卒業までの一貫性のある支援を行うことを目的として、教育、保健・医療、福祉、労働等の連携に基づき、保護者と共に作成します。</p>	<p>3 質の高い教育を行うために、教員の資質・専門性の向上を図ります。</p> <p>(1) 教員の主体的な研究・研修の充実 特別支援教育を推進していくためには、全教員の専門性や資質の向上を図るための計画的・継続的な研修を進めることが不可欠です。そのためには、教員一人一人が日々の教育活動の中で継続的に研修・研究を深めていかなければなりません。各学校（園）では、校（園）内委員会を機能させ、特別支援教育コーディネーターや研究主任が中心となって、校（園）内における研修体制の整備・充実を図る必要があります。</p> <p>(2) 教員研修の充実 特別支援教育に関わる研修について整備し、全教職員を対象として実施していく必要があります。特に、都立特別支援学校と連携し、共催での研修の機会を設定していきます。また、都の特別支援教育コーディネーター研修の受講についても、各学校（園）の特別支援教育の一層の推進の視点から、計画的に行っていきます。</p> <p>(3) 特別支援教育推進連絡会の充実 教育センターが特別支援教育推進連絡会を開催し、特別支援教育の推進や各関係機関の連携を目的として、教育センターを中核とした都立特別支援学校、公立幼稚園、保育園、市立小・中学校、学童、保健、医療、福祉の関係諸機関との総合的な連携の在り方について協議を進めるとともに、府中市特別支援教育推進計画の検討、各機関との情報の交換、施設訪問等を行っていきます。また、特別支援教育推進計画、特別支援学級の新設や教育課程を含めたカリキュラム等の内容について検討を行う専門委員会を必要に応じて設置していきます。</p>
<p>4 ライフステージに応じた相談及び相談支援体制を充実します。</p> <p>(1) 特別支援相談室の充実 特別支援相談室は、学校外にあって、学校と関係機関との連絡・調整や学校に直接助言・支援等を行います。学校が関係機関に専門的な支援を求める場合などに、特別支援教育に関わる相談の窓口となる役割も担っていきます。また、特別支援相談室では、就学相談員・教育相談員・特別支援巡回チーム・スクールソーシャルワーカーによる特別支援チームを組織し、それぞれが連携しながら、学校を支援していきます。</p> <p>(2) 児童・生徒一人一人の適切な就学 障害のある幼児・児童・生徒の保護者や子供への支援相談活動（教育相談）として、就学前における保護者を対象とした相談（就学前相談）・就学時における相談（就学相談）・入学後における相談（転学相談・適応相談）を行っており、今後もより一層の充実に努めていきます。</p> <p>(3) 就学・転学相談の充実 小学校に入学する際の就学相談システムや特別支援教育についての知識や、府中市内の特別支援学級の情報等について、幼稚園や保育所（園）の教員及び保育士に理解してもらい、通園（所）している子供の保護者へ伝えていただくことは大切なことです。そこで、私立幼稚園長会と保育園長会において、就学相談員が就学相談のシステムと特別支援学級設置校等について説明を行っています。私立幼稚園教諭全体研修会でも、同様の説明を実施しています。また、保健センター職員への情報提供、情報交換等も行っており、今後もより一層の充実に努めていきます。</p>	<p>5 府中市における関係機関ネットワークづくりを推進します。</p> <p>(1) 副籍の充実・都立特別支援学校との連携 副籍制度について、都立特別支援学校と連携しながら小・中学校の教職員や在籍する児童・生徒及びその保護者に対する理解啓発を積極的に進めています。特別支援教育コーディネーター連絡会等の機会に、都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと副籍事業の実施について情報交換するなどして、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒の居住地域での交流が充実するよう検討します。</p> <p>(2) 大学との連携の強化：発達心理学専攻等の大学院生による教育支援 小・中学校に大学院生を派遣し、発達障害があると見られる児童・生徒への教育支援を推進するとともに、特別支援教育の視点からの授業改善や学級経営の在り方の検討も行います。</p> <p>(3) 心身障害者福祉センター（あゆの子）等、就学前施設との連携 心身障害者福祉センターとの連携を図り、通所している幼児の保護者を対象に、様々な取組を行い、障害のある子供の保護者支援をしています。今後は、より一層子ども家庭支援センター「たち」との連携を図り、障害がある幼児・児童・生徒の情報共有し、指導や対応について協議していきます。</p>	<p>6 学校関係者等への特別支援教育に関する情報を発信します。</p> <p>(1) P T A ・保護者等への説明と理解 P T A や保護者等を対象に講師を招へいし、制度、教育そのものについての研修会を開催しています。また、学校の取組について、学校便りに掲載するなど、積極的な広報活動を展開しています。</p> <p>(2) 児童・生徒の理解啓発 全教育活動を通して、児童・生徒に適切に人権教育や障害者の理解に関わる教育を進め、障害の有無に関わらず児童・生徒が互いを認め合い、支え合い、尊重し合うようにしていくことが大切です。特に、障害のある児童・生徒の理解については、教職員の理解や指導の姿勢が、児童・生徒に大きく影響することに十分留意して、学校や学級内における温かい人間関係づくりに努めていきます。</p>